

1971年11月 1日制	定	2009年 7月30日改	正
1990年10月23日改	定	2010年 1月 1日施	行
1991年10月23日改	定	2010年11月25日改	定
1993年 7月21日改	定	2011年 1月 1日施	行
1994年 1月 1日施	行	2012年 7月26日改	定
1994年10月13日改	定	2013年 1月 1日施	行
1995年 1月 1日施	行	2013年 8月 1日改	定
1995年10月 5日改	定	2014年 1月 1日施	行
1996年 1月 1日施	行	2016年11月24日改	定
1997年10月23日改	定	2017年 1月 1日施	行
1998年 1月 1日施	行	2017年 3月23日改	正
1998年10月29日改	定	2018年 1月 1日施	行
1999年 1月 1日施	行	2021年 8月 3日改	正
2001年 3月30日改	正	2022年 1月 1日施	行
2001年 5月 1日施	行	2022年 8月 2日改	正
2004年 8月 2日改	正	2022年11月 1日施	行
2006年 1月 1日施	行	2023年10月20日改	正
2008年11月27日改	正	2024年 1月 1日施	行
2009年 4月 1日施	行		

カートライセンス発給規定

第1章 総 則

第1条 目 的

本規定は、J A F 国内カート競技規則に基づき、カート競技ライセンス、カートオフィシャルライセンスおよびカートエキスパートライセンスの種別を定め、その発給手続、有効期限について規定することを目的とする。

本規定に基づきライセンスを取得する者は、J A F の個人会員でなければならない。

なお、満18歳未満の者がライセンスを取得する場合には本連盟の会員である必要はない。

第2条 カートライセンスの種別

カートライセンスには、次の種類がある。

1. カート競技ライセンス

カート競技ライセンスは、これをカートドライバーライセンスとカートエントラントライセンスに区分する。

2. カートオフィシャルライセンス

3. カートエキスパートライセンス

第3条 カートライセンス所持の義務

1. J A F の組織許可のもとに行われるカート競技会に、ドライバーとして出場し、またはエントラントとして参加し、もしくはオフィシャルとなる者は、J A F 発給のカート競技ライセンスまたはカートオフィシャルライセンスを所持していなければならない。

2. ドライバーが同時にエントラントとなる場合は、カートドライバーライセンスとカートエントラントライセンスを併有していなければならない。

ただし、格式クローズド競技会を除く。

3. 競技運転者許可証の発給を受けた者は、同時交付される健康自認書に記載されている【健康管理事項】を遵守し、必要事項を記入、署名して許可証と共に携行すること。

第4条 カートライセンス申請有効期間

各種ライセンス講習会を受講し資格取得後、30日以内に所定の申請書に必要事項を漏れなく記入の上、J A F 各地方本部に提出すること。

第2章 カート競技ライセンス

第5条 カート競技ライセンスの分類および有効な競技会

J A F 発給のカート競技ライセンスはドライバーとエントラントに対するライセンスに分けられる。

上位のライセンスは下位のライセンスのすべてに有効である。

カート国際ライセンス：C I K - F I A 国際ドライバーライセンス

C I K - F I A 国際エントラントライセンス

カート国内ライセンス：J A F国内カートドライバーライセンス
J A F国内カートエントラントライセンス

1. C I K - F I A国際ドライバーライセンス：

国際、準国際およびJ A Fの公認するすべての競技会に有効であるが、所持するライセンスの等級により参加できる車両および競技会は表1が適用される。

2. J A F国内カートドライバーライセンス：J A Fの公認するすべての競技会に有効であるが、所持者の年齢および所持するライセンスの等級により参加できる車両および競技会は表1が適用される。

表1

ライセンス種別	有効な車両のクラス、競技会
ジュニアB（8～11歳まで）	FP-Jr Cadet車両によるジュニアの準国内以下の競技会。
ジュニアB（12～14歳まで）	ジュニア準国内以下の競技会、およびすべての制限付以下の競技会。ただし、第2種コースにおけるFC-2、KZ2、KZ1、Superkartを除く。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
ジュニアA	ジュニアの国内以下の競技会、およびすべての準国内以下の競技会。ただし、第2種コースにおけるFC-2、KZ2、KZ1、Superkartを除く。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国際G	C I K - F I A公認のジュニア国際競技、およびすべての国内以下の競技会。（ギアボックス無のカテゴリー） ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国際F	ジュニアカテゴリーを除くC I K - F I A公認の国際競技（ギアボックス無のカテゴリー）、およびすべての国内以下の競技会（ギアボックス無のカテゴリー）。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国内B	準国内以下の競技会。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国内A	すべての国内以下の競技会。
国際E	C I K - F I Aグループ1 & 2選手権、カップ、トロフィーおよびC I K - F I Aグループ1 & 2国際競技。すべての国内以下の競技会。
ゴーカートライセンス	別途定める。

3. C I K - F I A国際エントラントライセンス：

J A F公認のもとに開催されるすべての格式国内以下の競技会およびC I K - F I Aのスポーツカレンダーに記載されているすべての競技会にエントラントとして有効である。

4. J A F国内カートエントラントライセンス：

J A F公認のもとに開催されるすべての格式国内以下の競技会にエントラントとして有効である。

第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給

ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。

1. ジュニアBライセンスは、8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
2. ジュニアAライセンスは、12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
3. 国際Gライセンスは、12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）から14歳未満の者に発給する。
4. 国際Fライセンスは、14歳（14歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
5. 国際Eライセンスおよびカート国内A、Bライセンスは、15歳（15歳の誕生日を迎える当該年）以上の者に発給する。

第7条 カートドライバーライセンスの新規申請

1. 新たにドライバーライセンスを取得しようとする者は、次の条件のいずれか1つを満たさなければならない。
障がいのある者は、ライセンスを取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

1) 以下、3つのいずれかを満たす者は、カート国内Bライセンス / ジュニア

Bライセンスを申請することができる。ただし申請の際に当該主催カートクラブ・団体の代表者の証明を必要とする。

- ① J A F登録カートクラブ・団体が開催するクローズド競技会に1回以上出場した者
- ② J A F公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が2時間以上あり、その証明を有する者。
- ③ 届出コースにおけるスポーツ走行（レンタルカート含む）の経験時間が3時間以上あり、その証明を有する者。

2) 講習会受講によるもの：

J A F認定の「カートドライバーライセンス講習会」を受講し、試験に合格した者はカート国内Bライセンス /

ジュニアBライセンスを取得できる。ただし、8歳～11歳の者は親権者／保護者同伴で受講しなければならない。

3) 推薦によるもの:

(1) 準加盟／加盟／公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受けた者、または加盟／公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者はカート国内Bライセンス／ジュニアBライセンスを取得できる。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。

また、被推薦者はJ A F国内カート競技規則集を購入すること。

(2) 加盟／公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者は、カート国内Aライセンス／ジュニアAライセンスを取得できる。

ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。

また、被推薦者はJ A F国内カート競技規則集を購入すること。

4) 自動車競技運転者許可証の所持者は次の通り同一年または翌年のカートドライバーライセンスの資格を申請できる。

J A Fは申請に基づき、審査のうえ、当該申請者に対し次の通りライセンスを発給することができる。

国内競技運転者許可証A → カートドライバーライセンス国内A以下

国際競技運転者許可証C-C、C-R以上 → カートドライバーライセンス国際E以下

※カート国際ドライバーライセンス所持者は、J A F国内競技規則細則・J A Fスポーツ資格登録規定に従い、次の通り自動車競技運転者許可証の資格を申請できる。

国際Eライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内A以下の許可証を申請できる。

5) 国際競技運転者許可証の新規申請を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A eラーニングによる安全講習を受けなければならない。

2. 以上のいずれかを満たした者は申請資格取得後、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ、J A F各地方本部に提出するものとする。また、前項1. 1)～3)による申請については、申請資格取得後30日以内に行わなければならない。

3. 申請必要書類:

新規にライセンスを申請しようとする者は、所定の書式に次のものを添えて申請するものとする。申請先については前項2.と同様とする。

1) ライセンス講習会の受講証明書: 講習会の主催者が発行したもの。

2) 本人の写真1枚: 上半身、脱帽、大きさ3×4cmのもの。

3) 年齢(生年月日)を証明できる公的機関が発行する書類

第8条 年齢制限の解除による更新

年齢制限の解除によりライセンスを更新するときは、次の通りとする。ただし、旧ライセンスは直ちにJ A Fへ返納しなければならない。

1. ジュニアBからカート国内Bへ、ジュニアAからカート国内Aへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。

なお、ジュニアBおよびAドライバーライセンスは15歳に達した年の年末まで有効であるが、15歳に達し一般ライセンスを取得した場合は、その時点からジュニアライセンスは無効となる。

2. 国際Gから国際Fへは、当該年に14歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。

なお、国際Gドライバーライセンスは14歳に達した年の年末まで有効である。

3. 国際F(または国際G)から国際Eへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。

なお、国際Fライセンスは15歳に達した年の年末まで有効である。

4. 更新申請は所定の書式により行う。

第9条 カートドライバーライセンスの上級申請

カートドライバーライセンスの上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

障がいのある者は、ライセンスを取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

1. カート国内B(またはジュニアB)からカート国内AならびにジュニアBからジュニアAへの申請:

1) カート国内B(またはジュニアB)ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に2回以上出場した者。または、格式準国内以上の競技会に1回以上出場した者。

2) カート国内B(またはジュニアB)ライセンス所持者で加盟／公認カートクラブ代表者の推薦を受けた者。

2. カート国内A(またはジュニアA)から国際Eへの申請:

- 1) カート国内A（またはジュニアA）ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組み合わせる場合は合計で3回以上とする。
 - 2) カート国内A（またはジュニアA）ライセンス所持者で、国際Eライセンス講習会を受講し合格した者。
※「出場」の定義は、申請者の出場した競技においてタイムトライアル、予選ヒート、敗者復活レース、プレファイナル、ファイナル（決勝レース）のいずれかに出走したことを言う。
 - 3) カート国内A（またはジュニアA）ライセンス所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。
3. ジュニアAから国際G（または国際F）への申請：
C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとし、以下の通りとする。
- 1) ジュニアAライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、ジュニア選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組み合わせる場合は合計で3回以上とする。
 - 2) ジュニアAライセンス所持者で、国際E（国際F／国際G）ライセンス講習会を受講し合格した者。
※「出場」の定義は、申請者の出場した競技においてタイムトライアル、予選ヒート、敗者復活レース、プレファイナル、ファイナル（決勝レース）のいずれかに出走したことを言う。
 - 3) ジュニアAライセンス所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。
4. 国際ドライバーライセンスの上級申請を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A eラーニングによる安全講習を受けなければならない。
5. 上級申請によりライセンスを取得しようとする者は、所定の書式に次のものを添え、申請者の住所（準加盟／加盟／公認カートクラブおよび加盟／公認カートコース団体が代行するときはその所在地）を管轄するJ A Fの地方本部または支部へ申請するものとする。
- 1) 本人の写真1枚：上半身、脱帽、大きさ3×4cmのもの。
 - 2) 競技会記録カード：所定の書式により、J A F公認競技会に出場のつど、当該競技会の事務局長の証印を受け、規定回数を満たしたもの。
 - 3) 旧ライセンス：年度内上級の場合は、現有ライセンス。

- 参考 -

国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」（抜粋）

C I K公式規則の各翻訳文中の用語、内容等について解釈に相違が生じた場合には、フランス語本文に典拠する。改訂が行われた場合には公示する。

3.1 総則

国際カートドライバーライセンスの発給は、すべて、国際モータースポーツ競技規則 および同規則の付則L項に準じて行われる。

全ての国際ドライバーライセンスは、ドライバーが所属するASNによって発給され、各ASNは以下の基準を適用するとともに、満たすべき可能な追加規準を決定することができる。

エントラントライセンスは未成年および法的責任能力のない者には交付されない。

3.2 申請

C I K - F I Aの国際スポーツカレンダーに掲載されている競技への参加には、ドライバーは、国際カートドライバーライセンスを所持していなければならない。

3.3 ライセンスのグレード

国際カートドライバーライセンスのグレードは次の通り設定する：

- グレードG：ジュニア非ギアボックスクラスのみ
(旧グレードCジュニア)
- グレードF：シニア非ギアボックスクラスのみ
(旧グレードCリストラクティッド)
- グレードE：シニアギアボックスおよび非スーパーカート
(旧グレードCシニア)

(中略)

3.4 各ライセンスグレードに対するドライバー資格

3.4.1) グレードG

最初のドライバーライセンスは、国際グレードGライセンスである。

- グレードGは、ジュニアカテゴリーに専用で、ライセンスが発給された日に、12歳（カレンダー一年の間で12回目の誕生日に達する者）から14歳未満（カレンダー一年の間で14回目の誕生日に達する者）の間であるドライバーのライセンスである。

資格を得るためには、申請者は：

- 国内カートライセンスでまず資格施行期間を経て、申請前の2年間に少なくともASN承認のカートレースに5回出場して満足いく競技ができたときとみられ（推奨：管轄のASNにより承認されたカート走路にて行われたジュニアカート車両による理論上および実際のテストを完了成功させること）；および
- ASNが許可する医師による健康適性検査を受け、その中でドライバーの身長および体重が記録されなければならない。さらに、ドライバーの体重は（ドライバーの装備品を含め）、競技の間常に最低35kgを保っていなければならない。ライセンスは、ドライバーが14歳の誕生日を迎えた後も、その現行年の最終日まで有効となる。安全に関わることで、また、ドライバーの管轄ASNに支持される書類に基づきCIK-FIAにより例外的状況であるとの評価を受ける場合、グレードGは、ライセンスが発給された年に15回目の誕生日に達するドライバーに対して発給される場合がある。その年の間は、グレードFへの昇格が最終となる。

3.4.2) グレードF

グレードFは、シニアカテゴリー（ギアボックス無カテゴリーのみ）専用で、ライセンスが発給された日に、14歳（カレンダー年の間で14回目の誕生日に達する者）から15歳未満（カレンダー年の間で15回目の誕生日に達する者）の間であるドライバーのライセンスである。

資格を得るためには、申請者は：

- 国際カートライセンスでまず資格施行期間を経て、申請前の2年間に少なくともASN承認のカートレースのジュニアカテゴリーに5回出場して満足いく競技ができたときとみられ（推奨：管轄のASNにより承認されたカート走路にて行われたシニアカート車両（ギアボックス無のカテゴリー）による理論上および実際のテストを完了成功させること）；および
- ASNが許可する医師による健康適性検査を受け、その中でドライバーの身長および体重が記録されなければならない。さらに、ドライバーの体重は（ドライバーの装備品を含め）、競技の間常に最低40kgを保っていなければならない。ライセンスは、ドライバーが15歳の誕生日を迎えた後も、その現行年の最終日まで有効となる。その年の間は、グレードEへの昇格が最終となる。

3.4.3) グレードE

グレードEライセンスへ昇格するためには、ドライバーは以下の条件を満たしていなければならない：

- 15回目の誕生日を迎える当該年にライセンスが発給される。（スーパーカートの場合は18歳以上のドライバーを対象とする）
- 国内カートライセンスでまず資格施行期間を経て、申請前の2年間に少なくともASN承認のカートレースに5回出場して満足いく競技ができたときとみられなければならない。（推奨：管轄のASNにより承認されたカート走路にて行われたジュニアカート車両による理論上および実際のテストを完了成功させること）
- グレードGまたはFでまず資格施行期間を経て、申請前の24ヶ月以内に少なくとも5つの国内および／または国際大会に出場して満足いく競技ができたときとみられる必要がある。

第10条 カートドライバーライセンスの有効期間と更新申請

1. カートドライバーライセンスは暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。
年度の途中でライセンスを取得した者は、ライセンス発行日からその年の12月31日までを有効期間とする。
ただし、カートドライバーライセンスの発行日以後に障がいなどでカートの運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、ライセンスを取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。
2. ライセンスの更新申請は、所定の書式により行うものとする。
3. 更新は、その年の11月1日以降、翌年度の分につき申請することができる。
4. 次年度の12月31日を過ぎて更新申請を行わない場合は、更新の資格を失う。
ただし、遅延の理由をJAFが承認したときはこの限りでない。

第11条 申請手続の代行

JAF準加盟、加盟および公認カートクラブはその所属員のために、またライセンス講習会の主催者はその受講者のために、カートドライバーライセンスの新規申請または更新申請の手続を代行することができる。

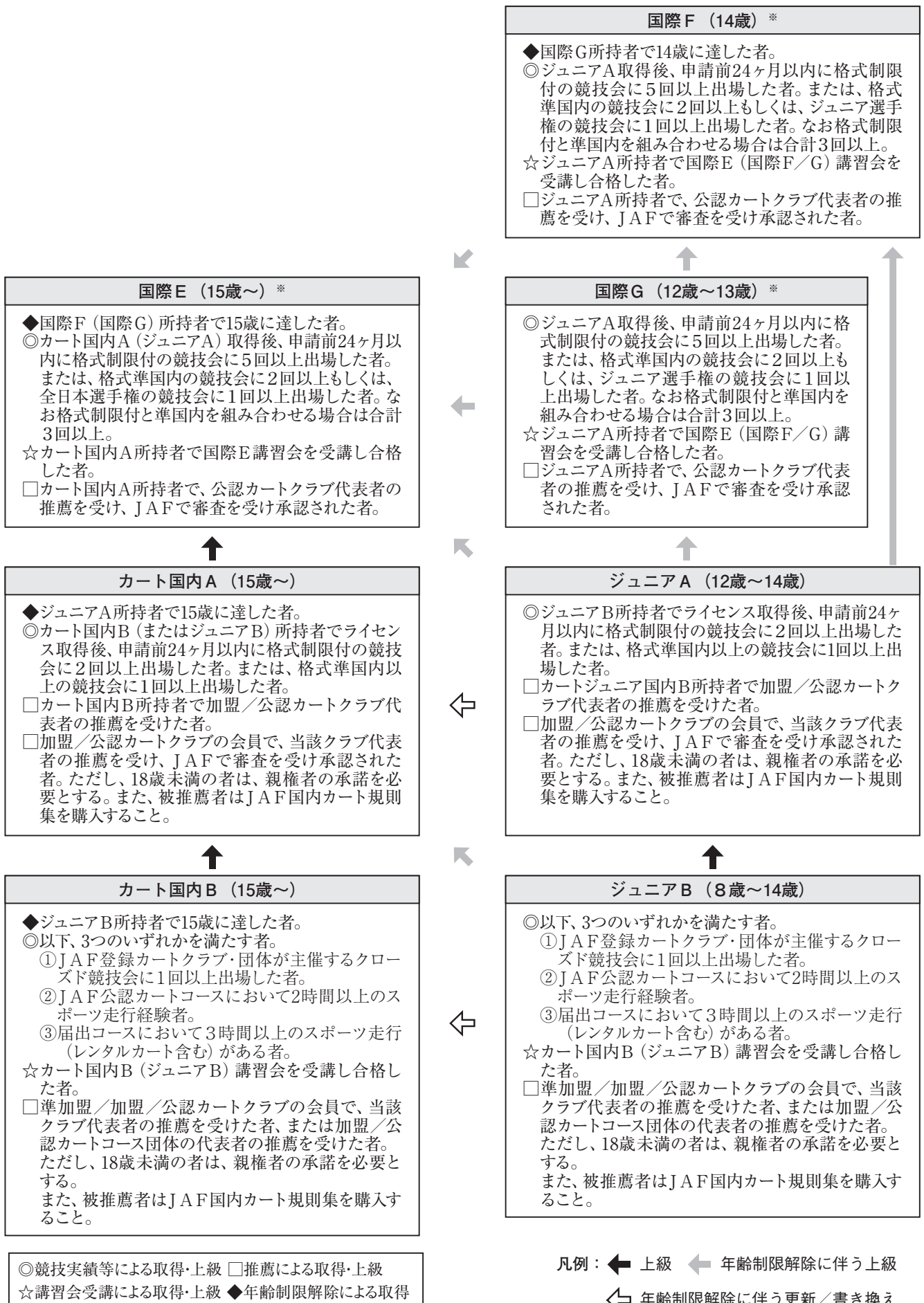
第12条 カートドライバーライセンス講習会

JAF、準加盟／加盟／公認カートクラブ、加盟／公認カートコース団体およびJAFの認めた者は、カートドライバーライセンス取得希望者のために講習会を開催することができる。講習会的主催者は講習の終了後、適格者に対しカートドライバーライセンスの発給の申請を代行することができる。

カートドライバーライセンス講習会に関する規定は、「カートドライバーライセンス講習会規定」に定める。

CIK-FIA国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の補足事項

1. 国際E：以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - 1) ライセンス取得後2年の間に該当するカテゴリーの国際競技に1回以上参加。
 - 2) 国際E上級の条件を満たしていること。（第9条2. 1）および3. 1）参照）
この場合、以前に上級もしくは更新の際に確認した過去24ヶ月の実績も認める。
2. 国際Eライセンスの更新のために必要となる競技会出場実績の提出については、申請者が用意しなければならない。
3. 更新申請は所定の書式により行うものとする。



※発給年齢の詳細は、「カートライセンス発給規定」を参照のこと。

第13条 カートエントラントライセンス

1. カートエントラントライセンス所持の義務

国際または国内の公認カート競技会（クローズド競技を除く）に参加する者は、カートエントラントライセンスを所持していなければならない。

2. カートエントラントライセンスの種別と効力

1) カートエントラントライセンスは、国際カートエントラントライセンスと国内カートエントラントライセンスに区分する。

2) 国際カートエントラントライセンスは格式国際競技以下に有効であり、国内カートエントラントライセンスは、格式国内競技以下に有効である。

3. カートエントラントライセンスの発給および更新

1) カートエントラントライセンスは、満18歳以上の者もしくは法人あるいは団体名で申請し、交付を受けることができる。ただし未成年者については、親権者または保護者の同意を必要とする。法人、クラブ、団体の場合は、そのしかるべき責任者の名前によって申請しなければならない。

2) カートエントラントライセンスを取得しようとする者は、J A Fの会員でなければならない。

3) カートエントラントライセンスを取得しようとするときは、所定の書式により、申請者の居住地または所在地を管轄するJ A Fの地方本部または支部へ申請する。

4) カートエントラントライセンスは暦年ごとに更新する。その有効期間および更新手続は第10条と同様とする。

第3章 カートオフィシャルライセンス

第14条 カートオフィシャルライセンス

J A Fの公認競技会にはC I K - F I A国際カート規則、国内競技規則、J A F国内カート競技規則に精通し、かつカート競技に関する総合的知識を持ち、判定能力を有し、公平無私であるオフィシャルが競技の監督および役務を執行するものとする。

監督とは競技長、副競技長、委員長、事務局長を言い、役務とは監督の指揮下で決められた仕事をするを言う。判定権を持たない補助員はオフィシャルでなくてもよい。

第15条 カートオフィシャルライセンスの分類と有効である競技会

オフィシャルはその役務別に分類され、かつその経験および能力等によって各級に区分される。オフィシャルの分類およびそのライセンスで執行できる競技役務は次の通りである。ただし、事務局長についてはいずれの分類のライセンスでもよい。

1. 役務の分類

「技術委員」ライセンス：技術委員、車両検査委員

「コース委員」ライセンス：コース委員、信号委員、スタート審判員、走路審判員
(競技長、スターターは「コース委員」ライセンスが必要)

「計時委員」ライセンス：計時委員、決勝審判員

2. ライセンスを次の級に区分し、競技会の格式別における執行権限を決める。

3級：国内格式までの役務、および制限付格式までの監督を行うことができる。

2級：国内格式までの監督、およびすべての格式の競技における役務を行うことができる。

1級：すべての格式の競技における監督および役務を行うことができる。

第16条 カートオフィシャルライセンスの新規申請

新たにカートオフィシャルライセンスを申請する者は、満18歳以上とし、且つ次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入してJ A F各地方本部事務局宛てに提出するものとする。

カートオフィシャルライセンスの取得は3級から始めなければならない。

<3級への新規申請>

1) J A Fカートオフィシャルライセンス講習会を受講し、試験に合格した者。

2) 準加盟/加盟/公認カートクラブまたは加盟/公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。

また、被推薦者はJ A F国内カート競技規則集を購入すること。

第17条 カートオフィシャルライセンスの上級申請

カートオフィシャルライセンスの上級申請は、次の条件のいずれかを満たした者でなければならない。

1. 3級所持者で2級への申請：
 - 1) 3級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式制限付の競技会で2回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。
 - 2) 3級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス2級講習会を受講し合格した者。
 - 3) 加盟／公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。
2. 2級所持者で1級への申請：
 - 1) 2級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式準国内の競技会で2回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。
 - 2) 2級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス1級講習会を受講し合格した者。
 - 3) 公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。
3. 監督または役務を行った証明は、その都度、競技会の事務局長がオフィシャルの「役務記録カード」（J A F所定）に証印することによって証明される。

第18条 資格の停止および取り消し

オフィシャルの重大な規則違反、またはJ A Fおよびカートスポーツ一般の利益を阻害するような行為があった場合、J A Fモータースポーツ審査委員会によって資格停止および資格取り消しの処分に付することがある。

（国内競技規則11-1、11-10、11-12参照）

第19条 カートオフィシャルライセンスの講習と試験



1. J A Fは、カートオフィシャルライセンスの取得希望者に対し、必要な講習を行い、試験を実施して合格者を定め、カートライセンスを発給することができる。ただし、カートライセンスの発給は、J A Fの承認を受けるものとする。
2. J A Fは、前項の講習会を準加盟／加盟／公認カートクラブおよび加盟／公認カートコース団体に実施させ、これを公認することができる。
3. カートオフィシャルライセンスの講習および試験制度については別に定める。

第20条 カートオフィシャルライセンスの申請

新規にカートオフィシャルライセンスを申請する者は、本規定第3章第14～19条に従いJ A F所定の書式により申請事項を洩れなく記入し、その住所（準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体が代行する場合はその所在地）を管轄するJ A Fの地方本部または支部へ提出するものとする。

第21条 カートオフィシャルライセンスの有効期間と更新の申請

1. カートオフィシャルライセンスは暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中でライセンスを取得した者は、その年の12月31日までを有効期間とする。
2. カートライセンスの更新申請は、所定の書式により行うものとする。
3. 更新はその年の11月1日以降、翌年度の分につき申請することができる。
4. 更新手続を次年度内に行わない場合は、その資格を失う。

1 級
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式準国内の競技会で2回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。 ・ 2級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャル1級講習会を受講し、試験に合格した者。 ・ 公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A F で審査を受け承認された者。

2 級
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式制限付の競技会で2回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。 ・ 3級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャル2級講習会を受講し、試験に合格した者。 ・ 加盟／公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A F で審査を受け承認された者。

3 級
<ul style="list-style-type: none"> ・ J A F 会員でカートオフィシャル3級講習会を受講し、試験に合格した者。 ・ 準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。 また、被推薦者は J A F 国内カート競技規則集を購入すること。

第4章 カートエキスパートライセンス

カート競技全般の振興、指導、運営にあたる学識経験者に対し、J A F カート部会は審査のうえ、「カートエキスパートライセンス」を与える。

第22条 資格権限

1. 国内で有効なすべてのカートスポーツライセンスの資格権限を有する。
2. 競技会審査委員長に指名される資格を有する。
3. すべての講習会主任講師に指名される資格を有する。
4. J A F カート部会の特認事項に関し、適格者として年度登録される。
5. J A F カート部会の委嘱があった場合、国内で開催される公認競技会を査察し、現況を報告できる。

第23条 資格登録者の義務

1. 本資格審査は年度毎に所定の時期に行われ、資格を認められた者は年次登録を行うものとする。
1年以上登録しなかった場合は再度審査を必要とする。
2. 本資格登録者は、年度に有効な国内諸規則に精通するとともに、競技会、講習会において模範的な運用に努力しなければならない。
3. 本資格登録者は、常時国内カートスポーツの振興について研究し、J A F カート部会の要請に応じて提言しなければならない。

第24条 資格申請の条件

1. J A F の会員であること。
2. J A F 発給カート旧国際Aドライバーライセンス経験者、またはカートオフィシャルライセンス1級以上の経験者。
3. 原則として年齢40歳以上。
4. J A F カート部会の審査に十分な過去の少なくとも10年のカートスポーツ活動についての経歴書を提出できる者。
以上の参考資料に基づき、J A F カート部会は個人別に資格審査を行い適格者を決める権限を有する。

第25条 申請および審査

本資格登録の申請は毎年10月末日とする。

審査は原則として毎年1回とする。

登録は申請翌年度の1月1日からその年度の12月31日まで有効である。

細則：ゴーカートライセンス

国内カート競技の普及および振興を図るため、以下の通り定める。

1. 取得要件

- 1) 年齢による制限は行わない。
- 2) J A Fとライセンス発給に係る契約を締結したJ A F公認カートコースまたはJ A Fに届出を行ったコース（J A Fにより承認された特設コースを含む）
（以下「届出コース」と言う）における走行時間が20分*以上あり、主要な信号旗およびカート車両の基本的な運転操作を理解しており、その証明を有する者。
*走行前のインストラクション時間を含めてよい。
- 3) 準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体の代表者からの推薦を受けた者。

2. 参加可能イベント

レンタルカートやレジャーカート（空冷／水冷エンジンまたは電動）車両による国内格式以下のレースまたはタイムトライアル競技会。

ただし、イベント主催者により設定される参加資格として年齢等の制限を課す場合がある。

3. ライセンスの新規申請および必要書類

- 1) 所定の申請書に必要な事項を漏れなく記入のうえ、1. 2) に定めるコースを通じてJ A Fへ提出する。
- 2) ライセンスに貼付する写真は、新規申請時に必ずしも貼付する必要はないが、その場合、次回走行時には必ず貼付すること。
- 3) 18歳未満の者は、親権者の承諾が必要となる（申請書に署名）。年齢確認書類は不要とする。ただし、虚偽の申請が判明した時点で失効とする。
- 4) なお、障がいのある者は、ライセンスを取得する適正についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

4. ライセンスの発給料

ゴーカートライセンス発給手数料・再発行手数料は1,000円とする。

（本体価格909円+消費税（10%）91円）

なお、上記3. によるライセンス推薦申請料は無料とする。

一旦納入されたライセンス発給料は、いかなる理由でも返還されない。

5. ライセンスの有効期間と更新申請

- 1) 有効期間
ライセンスは最長3年有効とする。
年度の途中でライセンスを取得した者は、ライセンス発行日からその翌々年の12月31日までを有効期間とする。
- 2) 更新申請
 - (1) ライセンスの更新申請は、1. 2) に定めるコースにて所定の申請書により行うものとする。
 - (2) 更新は、ライセンス取得の翌々年の11月1日以降、次の3年間分につき申請することができる。
 - (3) ライセンス有効最終年の次年度の12月31日を過ぎて更新手続を行わない場合は、更新の資格を失う。ただし、遅延の理由をJ A Fが承認したときはこの限りでない。
 - (4) ライセンスの発行以後に障がいやカート運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、ライセンスを取得する適正についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

6. ライセンス所持の義務

競技会に出場する際は、その場において必ず所持していなければならない。

7. ゴーカートドライバーの服装

適切なサイズのフルフェイスヘルメット、長袖、長ズボン、グローブ、スポーツシューズを着用すること。

8. 適用

本規則は、2024年1月1日より施行する。